イランからの石油供給をめぐる最近の動向について

財団法人日本エネルギー経済研究所　石油グループ

はじめに

昨年の夏にかけてアラブ世界を席巻したいわゆる「アラブの春」の記憶もまだ覚めやらぬ中、イランによる核開発をめぐり、中東地域においてまた新たな政治的緊張が高まってきている。今後のイランの核開発をめぐる情勢には多くの不確実性が存在し、予断を許さない状況が続くものと予想される。そうした中で、小稿では、イランからの石油供給をめぐる最近の動向について、基礎的な資料・データをまとめることとしたい。まず 1.において、今回の緊張の高まりのきっかけとなった米国の 2012 年度国防授権法の関連規定についてごく簡単に紹介し、2.において各国がイラン原油の供給に対しどのような対応を取っているのかについて、直近の統計データなども交えながら解説する。そして、3.において今回改めてその戦略的な位置づけが認識されつつあるホルムズ海峡についての基礎的な事実関係をまとめる。

1.　米国における国防授権法の規程

イランの核開発問題をめぐる欧米諸国とイランとの対立関係には長い経緯があるが、今回改めてイランの核開発問題をめぐる緊張がこれまで以上に高まった背景には、2011 年 12 月 31 日に米国において新たな対イラン経済制裁を含む 2012 年度国防授権法（National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2012）が成立したことが挙げられる[1]。この国防授権法の成立に基づき、米国は日本や韓国などイラン原油を多く輸入する国々に対してもイラン原油の輸入を大幅に削減するよう働きかけを行っているが、その一方で、イランはこの制裁が実行に移された場合にはホルムズ海峡を封鎖すると警告しており、年が明けて以降、イランをめぐる国際政治情勢は急速に緊迫の度合いを増してきている。

そのような緊張の高まりのきっかけとなった今年度の国防授権法について、その制裁に関連する規程（同法第 12 章第 1245 項の該当部分）の概要は以下の通りとなっている[2]。

(1) 石油取引等など本項内において定められる取引を除く一般的な取引について、法律が成立後、60 日目以降から、大統領は以下の権限を持つ。

[1] 国防授権法自体は 1964 年以降、国防総省（ペンタゴン）の歳出と歳入を定める目的で毎年制定されているものであるが、今年度の法案にはイラン中央銀行に対する制裁に関する条項が盛り込まれている。
[2] 以下に記すものはあくまで概要であり、厳密な原文の翻訳ではない。

(A) イラン中央銀行及び財務長官が国際緊急事態経済権限法[3]に基づいて指定するその他の金融機関との間で大規模な（significant）金融取引を行っている外国の金融機関が米国内で口座を開設することを禁止すること、及びそのような外国の金融機関が米国内で口座を維持することを禁止することないしはその維持に対して厳格な条件を課すこと。

(B) イラン中央銀行に対して国際緊急事態経済権限法に基づいた制裁を課すこと。

(2) 大統領は、食料、薬品、医療機器に関する取引を行っている個人に対しては、(1)の制裁を課さなくてよい。

(3) (4)に記載されているケースを除き、(1)(A)の制裁は、法律制定後 180 日目以降は、イランとの石油購入に関する金融取引に関与している外国政府が保有する金融機関（中央銀行を含む）に対しても適用される。

(4) 石油に関する取引についての制裁の適用手順は以下の通り

(A) 法律制定後 60 日以内およびそれ以降は 60 日ごとに、エネルギー情報局長は、財務長官、国務長官、国家情報長官との協議の上、直近の 60 日間におけるイラン以外の国における石油供給量（availability）とその価格についての報告書を議会に提出する。

(B) 法律制定後 90 日以内およびそれ以降は 180 日ごとに、大統領は上記(A)の報告書を基に、イランの石油購入量を大幅に削減した場合でも十分な石油および石油製品の供給や価格条件が満たされるかどうか判断する。

(C) (D)に記載されているケースを除き、もし大統領が(B)の判断においてイランの石油購入量が大幅に削減された場合でもイラン以外の国から十分な石油の供給がなされると判断した場合には、イランの石油購入に関与が外国の金融機関に対し、法律制定後 180 日目以降に、(1)(A)の制裁が発動される。

(D) (B)において定められている大統領の報告後の 90 日以内およびそれ以降は 180 日ごとに、対象となる外国金融機関の本国がその期間、イランからの原油購入を大幅に（significantly）削減したと大統領が判断し、それを議会に報告した場合には、(1)の制裁は課されない。

(5) 以下の場合には、大統領は 120 日以内の期間で(1)の制裁適用を免除することができ、またその免除は同じく 120 日以内の期間で更新することができる。

(A) 適用免除が米国の国家安全保障上の利益（national defense interest）に資すると大統領が判断した場合、且つ

(B) 適用免除の正統性と、その免除の結果として得ることの出来たないしは得ることが期待される確固とした協力内容について記された報告書を大統領が議会に提出した場合

[3] 国際緊急事態経済権限法（International Emergency Economic Powers Act: IEEPA）とは 1977 年に制定された法律で、国家が甚大な国際的な脅威にさらされた場合に、政府が緊急事態を宣言し、大統領が経済運営に関する様々な権限を有することが出来ることを定めた法律である。

このように、実際の法律の文言を見てみると、その内容はかなりの運用の「幅」があるように見受けられる。即ち、実際の制裁発動は、国際石油市場へのインパクトを慎重に見極めた上でなされることとなっており、またイラン原油の輸入を大幅に削減した国の金融機関に対しても、その適用が免除されるという規程になっている。しかし、この一見大きいように見える運用の「幅」はかなり狭いものである可能性もある。制裁の免除を行う際には、いずれも大統領による米国議会への報告が義務付けられていること、またその議会においては本法律が上下院双方において圧倒的に賛成多数で可決されており、イランに対しては強硬な姿勢が根強いことから考えても、免除を勝ち取ることは決して容易ではないと考えられる。

2.　各国の対応状況

次に主要国によるイランの原油の輸入状況と今回のイランをめぐる情勢変化に対する対応状況についてまとめる。まずイラン原油全体の輸出状況を概観し、その上で各国の動向について整理する。

2-1 イランの原油とその輸出

2-1-1　イラン原油の生産状況

2011 年 12 月時点のイランの原油生産量は 345 万B/D、生産能力は 351 万B/Dである。2005 年以降のイランの原油生産量と生産能力の動向を図 1 に示す。図からははっきりとは読み取れないかもしれないが、イランの生産量は 2008 年ごろから徐々に減少傾向にある。イランの油田は生産を開始してから長い年月が経っているものが多いため、既存油田の減退率は年率で 10%を超えるとの見方すらある。これに対しては天然ガスを油層内に圧入する回収法が採用されており、イランの天然ガス生産量（井戸元の生産量）の 9%がこの石油の回収用に用いられている。イラン自身は 2015 年までに生産能力を 500 万B/Dにまで引き上げるという目標を掲げている。しかしながら現在明らかになっている新規開発案件だけでも 50 万B/D弱の規模しかないこと[4]、また制裁の影響で生産能力の維持増強に必要な資機材の調達ができず、外資からの投資も滞っていることから、地質学的には十分な埋蔵量がありながら、その目標の実現は非常に困難な状況となっている。（図 1）。

[4] OPEC ホームページ。能力は原油のみでコンデンセートのものはカウントしていない。（http://www.opec.org/opec_web/static_files_project/media/downloads/data_graphs/Iran_Selected_Upstream_Projects.pdf）

図 1　イランの原油生産量の推移

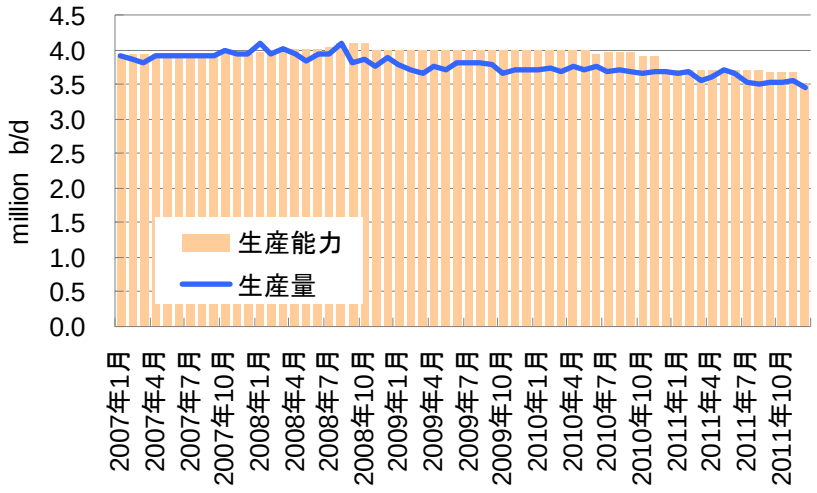

（出所）IEA

イラン原油の代表的な油種を表 1 に示す。イランから生産される原油として代表的なものは、イラニアン・ライト（Iranian Light）、イラニアン・ヘビー（Iranian Heavy）、シリー（Sirri）、フローザン（Foroozan）などがある。全般的に硫黄分が多く、比重も重い原油が多いが、生産量が多いため、一度にまとまった量の原油を調達できる点が魅力である。

表 1　イランの主な原油

油種名	生産量 （2010 年，000B/D）	硫黄分	API 比重
Azadegan	51	n/a	32.0
Doroud	65	2.90%	32.8
Foroozan	350	2.31%	30.1
Iranian Heavy	1,500	1.99%	29.5
Iraninan Light	1,600	1.36%	33.4
Lavan	92	1.78%	35.2
Nouruz-Sourush	190	3.44%	18.9
Sirri	100	1.79%	33.3

（出所）International Crude Oil Market Handbook 2010 ed.

輸出インフラとしては、世界最大級の原油積出港として知られているカーグ島（Kharg Island）がある。現在有する原油バースは 10 ヶ所で、その内カーグ島の東部にある 6 ヶ所は VLCC クラス（最大 275,000 DWT ）による船積みが、また西部の 3 ヶ所はいわゆる

ULCC クラス（最大 500,000DWT）による船積みが可能である。カーグ島へは、アフワーズ～カーグ島（全長 236ｋｍ、輸送能力 100 万 B/D）、ガッチサラン～カーグ島（全長 58ｋｍ、輸送能力 150 万 B/D）の 2 本のパイプラインを通してイラン南部の油田群から原油が輸送されている。イランからの原油輸出の多くがこのカーグ島を通じて行われている。

2-1-2　イラン原油の輸出量

イランは、原油埋蔵量 1,370 億バレル（世界第 3 位）、原油生産量 425 万B/D（世界第 4 位）を誇る世界屈指の大産油国である[5]。イラン政府の歳入のほぼ半分を石油の輸出収入が占め、石油輸出はイランにとって文字通り生命線とも言えるほど重要な位置を占めている。一方、国際石油市場の側から見ても、イランの存在感は大きい。OPECの主要メンバーであるイランの原油輸出量は、2011 年で 202 万B/Dであり[6]、その多くがアジアに対して輸出されている。イランが日本を含むアジアの消費国にとって、サウジアラビアやUAE、クウェートなどと並んで極めて重要な石油供給者であることはここで改めて強調しておきたい。

表 2　イランの原油輸出先（地域別）

（単位）上段1,000B/D、下段：パーセント

	1995	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010
北米	2	0	0	0	0	0	0	0
	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
南米	40	60	0	0	2	0	0	0
	1.5%	2.4%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
東欧	175	110	0	0	0	0	0	0
	6.7%	4.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
西欧	1,250	921	1,061	872	847	749	568	878
	47.7%	36.9%	44.3%	36.7%	34.4%	30.7%	25.4%	34.0%
中東	20	30	212	0	0	0	0	0
	0.8%	1.2%	8.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
アフリカ	120	200	0	149	148	147	127	134
	4.6%	8.0%	0.0%	6.3%	6.0%	6.0%	5.7%	5.2%
アジア太平洋	1,014	1,171	1,122	1,351	1,469	1,542	1,538	1,571
	38.7%	47.0%	46.8%	56.8%	59.5%	63.2%	68.9%	60.8%
その他	0	0	0	6	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	2,622	2,493	2,395	2,378	2,468	2,439	2,232	2,583

（出所）OPEC

イランの原油輸出量は、1990 年代以降は、安定的に 200 万 B/D 台以上の水準を維持しており、多い時は 260 万 B/D にも達していた（表 2）。地域別の輸出先では、アジア太平洋地域向けが最も大きく、その全体に占める割合も増加傾向にある（1995 年の 38.7%から 2010

[5] BP Statistical Review of World Energy June 2011
[6] Petroleum Intelligence Weekly, January 9, 2012. 2011 年 1 月から 10 月までの平均値。

年には 60.8%へと拡大)。輸出先としては、ヨーロッパもアジア太平洋地域に次いで大きく、近年そのシェアは減少傾向にあるものの、まだイラン原油の輸出量の 3 分の 1 前後がヨーロッパ市場に向けられている。

2010 年（年間）と 2011 年 1-6 月のイランの原油輸出先を国別に見ると、中国、日本、インドが上位 3 位を占め、これにイタリアが続いている（図 2)。5 位の韓国を含めると、これら 5 カ国で全体の 7 割以上を占める。従ってこの 5 カ国が、欧米の制裁に対し、どう対応するかが、イランの石油輸出収入にとって大きな意味を持つことになる。以下、2-2 以降において、これらの国々を始めとする各国の動向を見ていきたい。

図 2　イランの原油輸出先上位国（2010 年・2011 年 1-6 月）

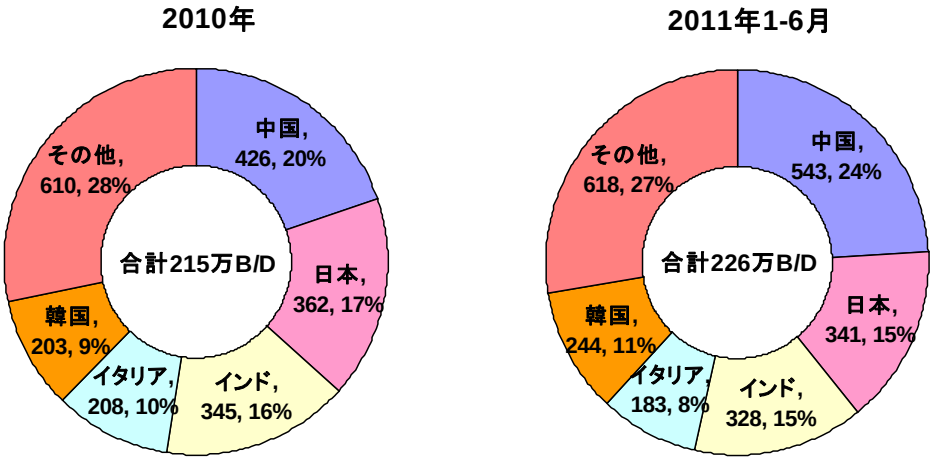

（単位：1,000B/D、%）
（出所）EIA

2-2　中国

2-2-1　中国のイラン原油の輸入状況

まず中国の状況からであるが、中国の原油輸入量は 2010 年に 480.6 万 B/D、うち中東原油は 226.4 万 B/D で全体の 47.1%を占めている（表 3)。内訳ではサウジアラビアが 89.6 万 B/D、イラン 42.8 万 B/D、オマーン 31.9 万 B/D、クウェート 19.7 万 B/D となっている。イラン原油のシェアは 1995 年の 5.5%から 2001 年には 18.0%まで拡大したが、その後減少に転じ、2010 年に 8.9%に低下した。ただ、2011 年に入り再び輸入量が増加しており、1～11 月のシェアは 11.0%に拡大している。中国は 2006 年以降、イラン原油の決済をドル建てからユーロ建てに変更しており、2010 年には元建てでの決済も検討されたが、これは

その後、実施が見送られている。

表 3　中国の各国別原油輸入量（単位：1,000B/D）

	1995	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011 (1-11月)
サウジアラビア	7	115	445	479	529	730	843	896	914
イラン	19	141	287	337	412	428	465	428	509
オマーン	73	315	218	265	275	293	234	319	329
クウェート	0	9	33	56	73	118	142	197	175
UAE	7	9	52	61	73	92	66	106	128
その他中東	50	169	171	119	99	138	208	318	320
アンゴラ	20	173	351	471	502	600	646	791	568
スーダン	0	67	133	97	207	211	245	253	243
リビア	4	3	45	68	58	64	127	148	46
その他アフリカ	10	98	244	283	298	208	215	231	254
ロシア	0	30	257	321	292	234	307	306	331
カザフスタン	0	15	26	54	120	114	121	202	210
ブラジル	0	0	27	45	47	61	82	162	121
ベネズエラ	0	0	39	84	83	130	106	152	215
その他	150	270	227	175	209	171	287	297	268
合計	340	1,411	2,552	2,916	3,277	3,593	4,093	4,806	4,632
イラン・シェア%	5.5%	10.0%	11.2%	11.6%	12.6%	11.9%	11.4%	8.9%	11.0%

（出所）China OGP 等各種資料より作成

2-2-2　中国政府・企業の対応状況

イラン原油の最大の輸入国である中国は、米国の経済制裁に反対の姿勢を示している。Geithner 米財務長官が 1 月 11 日、北京で温家宝首相や習近平国家副主席と会談し、イラン制裁への協力を求めたと見られるが、会談の内容を伝える国営新華社通信は、イラン問題には触れていない。しかし、華僑向け通信社「中国新聞社」は、温首相は「中国は終始、対抗より対話、抑止より協力が良いと認識している」と述べ、米国の対応をけん制した、と伝えている。また、翟雋外務次官は 1 月 11 日の温家宝首相のサウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）、カタールの中東 3 カ国歴訪（1 月 14～19 日）に関する記者会見で、米国がイラン核開発疑惑を理由に原油輸入禁止などへの協力を求めていることについて、「制裁や圧力を加えるやり方に反対だ」と述べ、拒否する姿勢を表明し、劉為民外務省報道局参事も 1 月 11 日の定例記者会見で「イランとのエネルギー協力は国連安全保障理事会の決議に違反していない」と重ねて強調した。

このような状況の中で、米国は 1 月 12 日、中国におけるイラン原油の最大のバイヤーにしてイランへの最大の石油製品供給者である中国国有石油会社 Zhuhai Zengrong（珠海振戎公司）に対して制裁を課したことを発表している。同社は、1994 年に国務院により設立された国有会社である。現在は国有資産監督管理委員会（State-owned Assets Supervision and Administration Commission: SASAC）の監督下にあり、かねてより中国とイランの石

油貿易に深く関与してきた経緯を持つ。同社の 2011 年のイラン原油のターム契約量は 24 万 B/D とイラン原油の引取においては最大である。米国は今回の制裁の適用に当たり、同社が 2010 年 7 月から 2011 年 1 月まで、金額にして 5 億ドル以上のガソリンをイランに輸出したと主張しているが、同社はこれを強く否定している。同社は今後、米国の金融機関から 1,000 万ドル以上の融資、米国輸出ライセンス、米国輸出入銀行からの融資、を受けることが出来なくなる。この制裁自体はあまり大きなインパクトにならないと見られているが、中国のその他の国有石油会社に対し、新たな圧力が加えられたと見ることができる。

一方、企業サイドでは、中国からのイラン原油を輸入する主要企業である Zhuhai Zengrong と China Oil が、それぞれ NIOC との間で 26 万 B/D、8,000B/D のターム契約を締結した模様であるが、中国最大の精製能力を持つ Sinopec 系の Unipec は昨年 12 月で契約の切れるターム契約を更新しなかったと伝えられている。同社が今後イランとのターム契約を更新しない方針を貫くのかどうかは不明だが、少なくとも今回の更新見送りで 1～2 月積み分の原油は他の原油に代替されることとなるため、中国へのイラン原油の供給量も減少する可能性が高くなってきたといえる。

2-3　韓国

2-3-1　韓国のイラン原油の輸入状況

2010 年における韓国の原油輸入量は 239.0 万 B/D、うち中東原油は 195.5 万 B/D、全体の 81.8%を占めた（表 4）。内訳ではサウジアラビアが 75.8 万 B/D、UAE 28.9 万 B/D、クウェート 28.2 万 B/D、イラン 19.9 万 B/D、カタール 17.6 万 B/D、イラク 16.4 万 B/D となっている。イラン原油のシェアは 10%以下で、2010 年に 8.3%に低下している。一方、サウジアラビアからの輸入量は前年比 8.6%増の大幅な拡大を示している。また、中東以外ではロシアからの輸入量が前年比 78.9%増になるなど、調達先の分散化が進んでいる。

2010 年 9 月、韓国政府はイランの Mellat 銀行の韓国支店を韓国による制裁の対象とすることを決定した。これにより、従来のドル建て、円建てでのイラン原油の決済は不可能になったが、イラン中央銀行が韓国に口座を開設し、政府系の Woori Bank ならびに Industrial Bank of Korea（IBK）からウォン建てで支払を受けることを認めた。ただ、依然として韓国からイランへの送金は難しく、また貿易上はイランに対して赤字バランスとなっていることから、韓国内で多額の支払が積み上がり続けている状況にある。

表 4　韓国の各国別原油輸入量（単位：1,000B/D）

	1995	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011 (1-11月)
サウジアラビア	622	726	683	717	685	720	698	758	728
UAE	193	351	413	435	389	433	314	289	224
クウェート	69	183	218	254	258	287	274	282	285
イラン	187	223	194	206	235	200	223	199	226
カタール	30	125	146	137	126	176	147	176	231
イラク	0	49	41	42	128	113	171	164	220
その他中東	232	226	194	212	109	116	105	85	106
ロシア	7	27	23	38	104	64	77	137	82
オーストラリア	14	96	87	95	107	95	94	87	38
インドネシア	86	101	103	64	48	45	55	81	54
ブルネイ	33	24	29	36	25	29	26	35	29
その他	240	320	179	199	177	92	103	95	95
合計	1,712	2,449	2,310	2,435	2,391	2,370	2,288	2,390	2,319
イラン・シェア%	10.9%	9.1%	8.4%	8.4%	9.8%	8.4%	9.8%	8.3%	9.8%

（出所）KNOC 資料より作成

2-3-2　韓国政府・企業の対応状況

韓国政府は今回のイランをめぐる国際政治情勢の不安定化を重く受け止め、年明けの 1 月 2 日には対イラン制裁の影響をモニターするタスクフォースを設立している。また Campbell 米国務次官補、Einhorn 米国務省対北朝鮮・対イラン制裁調整官がそれぞれ 1 月 4 日、1 月 17 日と相次いで訪韓したのに際し、韓国政府は、韓国の抱える特殊な状況を勘案し、米国が韓国の金融機関に対する国防授権法の適用を猶予ないしは例外措置を認めるよう依頼した。しかし、Einhorn 調整官は 1 月 17 日の協議の場において、イランに対しては各国が共通歩調をとることが重要であるとした上で、イランにおける核開発が北朝鮮における核開発と関連した動きであるという点を強調したとみられている。対北朝鮮外交は韓国にとって最も重要な外交イシューの一つでもあり、米国との協力関係の維持強化が不可欠なことから、今回の対イラン制裁について、韓国側は今後の対応方針に苦慮することが予想される。

その一方で、韓国政府はイラン産原油輸入量の減少による国内経済に対する影響を最小化するための方策を検討しており、その中ではやはり輸入量の 10%を占めるイラン原油をどのように代替するかが焦点となっている。一つのオプションとしては国家備蓄が検討されているようであるが、国家備蓄はより深刻な供給途絶の場合のみ用いられるものであるとの観点から実際に用いられる可能性は低いと見られている。その他、サウジアラビアやアラブ首長国連邦からの原油で代替する方策についても検討されており、韓国のキム・ファンシク首相が 1 月 13 日から 17 日にかけて中東を歴訪し、緊急時の原油供給確保についてこれらの産油国の首脳との会談を行っている。また、この他にも韓国政府は、緊急時に備えてホルムズ海峡を経由しない紅海経由の原油調達についても検討している模様である。しかし、これらのいずれの方策を用いても、イラン原油と同等の品質で且つ同等の価格での原油調達は困難を極めることは間違いない。また、韓国では元々、国内の石油製品価格

の上昇が政治的な課題になっていたこともあり、今回の制裁による緊張の高まりが原油価格を上昇させることによって、国内の製品価格もさらに高止まりを続けることも強く懸念されている。

2-4　インド

2-4-1　インドのイラン原油の輸入状況

2011 年 3 月にインド石油天然ガス省が発表したデータによると、2009 年度（2009 年 4 月～2010 年 3 月）の総輸入量が 1,593 万トン（約 320 万B/D）、イラン原油輸入量が 2,120 万トン（約 43 万B/D）であることから、イラン原油は約 13%を占めていたことになる。2010 年の輸入量については、異なる数字があり、米国エネルギー情報局は、インドの総原油輸入量が 220 万B/D以上、うちイランのシェアを 11%としていることから、この数値に基づけば 2010 年のイラン原油の輸入量は 24 万B/D程度となる[7]。一方、石油専門誌のPetroleum Intelligence Weekly誌は 2010 年のイラン原油輸入量は 40 万B/Dで全体の原油輸入量の 16%を占め、内訳がMRPLが 15 万B/D、IOCLが 6 万B/D、HPCLが 6 万B/D、EOLが 11 万B/Dであったとしている[8、9]。なお、同誌は 2011 年の輸入量についても昨年同水準の 40 万B/Dであり、うちMRPLが 14.2 万B/D、EOLが 11 万B/D、BPCLが 2 万B/Dであったと報じている[10]。

表 5　イラン原油の各社別輸入量（単位：1,000B/D）

石油会社	IOCL	BPCL	HPCL	MRPL	Reliance	EOL	イラン原油計	総輸入量	イラン原油シェア%
2008年度	36	8	28	161	88	106	428	2,666	16.0%
（総処理量）	1,032	401	317	254	715	259	2,979	3,227	
2009年度	50	0	64	139	66	106	426	3,198	13.3%
（総処理量）	1,018	409	317	252	1,224	271	3,491	3,747	

（注）　発表データを 1 トン＝7.33 バレル換算
（出所）Ministry of Petroleum & Natural Gas

イラン原油の処理量は石油精製会社によって大きく異なる。例えば 2009 年度においては MRPL と EOR の処理量で全体の 6 割近くを占めている（表 5）。イランからインド向けに輸出されている原油には重質原油が多く、主に農機や農業用のポンプに使用される高硫

[7] なお、その他の輸入国のシェアは、サウジアラビア 18%、イラン 11%、その他中東 34%、アフリカ 22%、西半球 10%、その他 5%となっている。
[8] IOCL: Indian Oil Corp、BPCL: Bharat Petroleum Corp、HPCL: Hindustan Petroleum Corp、MRPL: Mangalore Refinery and Petrochemicals Ltd、Reliance：Reliance Industries（民間）、EOL: Essar Oil
[9] Petroleum Intelligence Weekly, January 17, 2011
[10] Petroleum Intelligence Weekly, January 16, 2012

黄分の軽油生産用に用いられている。

イランからの供給が 40 万B/D台を維持する中で、インド向けの供給を増やしつつあるのがサウジアラビアである。国営のSaudi Aramcoは 2010 年 2 月にインドに対するサウジ原油供給量を従来の年間 2,550 万トン（約 52 万B/D）から 2012 年までに 4,000 万トン（約 80 万B/D）に増量することに合意している[11]。またこれと併せて、2011 年 8 月に、イラン原油の原油代金の支払いをめぐる問題が生じた際にはBPCL、HPCL、EOLに対し、各々100 万バレル、計 300 万バレルの原油をスポット的に供給している。またインドへの供給に関しては、サウジアラビアだけではなく、28 万B/Dを供給しているクウェートも増量の意向を示している。

インドに対するイラン原油供給に関しては、その原油代金の決済方法をめぐっても混乱が生じている。2010 年 12 月に、米国のイランに対する制裁措置を受け、インドの中央銀行に相当するインド準備銀行（Reserve Bank of India、RBI）が、自国の企業に代わって中央銀行間で決済業務を行なうアジア決済同盟（Asian Clearing Union、ACU） を通じた原油輸入代金の決済を禁止した。このため、インド側は当初、自国通貨ルピーでの支払を試みたが、イラン側としてみれば、受領したルピーでは、インドの産品を購入するかインドに再投資するしか選択肢が無く、しかるべき産品や投資対象も見当たらないとしてこのルピー建ての決済には難色を示した。このため、まず民間銀行の State Bank of India（SBI）がドイツのイラン系銀行である Europeisch-Iranische Handelsbank（European-Iranian Trade Bank AG、EIH)を通じユーロ建てで決済する方式が検討された。この EIH を通じて、2011 年 3 月には 15 億ユーロ（20.7 億ドル)の送金が行われたが、。その後、2011 年 4 月には米国の強い抗議を受けて EIH が EU の制裁対象に含まれたことから、この決済方式は 2011 年 5 月に断念された。

この結果、イランに対する債務は 2011 年 6 月末時点で 50 億ドル以上に膨らみ、イランは 8 月 1 日以降の輸出停止を通告する事態に至り、インドの石油会社は急きょサウジアラビア、クウェート、UAE などに供給の増量を求めた。2011 年 7 月末に MRPL はトルコの国営銀行 Halkbank（HALKB）経由でユーロ建ての送金を行い、これが成功したことから 8 月以降は債務の解消が進み 9 月末には完済された。しかし、2012 年 1 月に Halkbank 側がこの送金の取り扱いを中止するとインドの石油会社に通告しており、このルートでの決済ができなくなったことから、後述するような代替案の検討が進められている。

[11] Petroleum Intelligence Weekly、March 29, 2010 によると増量分は Indian Oil Corp の Paradip 製油所（300,000 B/D)、Hindustan Petroleum の Bhatinda 製油所（180,000 B/D)、Bharat Petroleum の Bina 製油所（120,000 B/D）（いずれも 2011 年 9 月から 2012 年 11 月にかけて稼動を予定）に供給される見込みである。

2-4-2　インド政府・企業の対応状況

インド政府の対応として、まず外交面としては、インドの Ranjan Mathai 外相は、今回の米国による制裁法案の成立に対し、国連以外の制裁を展開するつもりはなく、イランから原油を購入し続けるとの方針を示している。また同相は、今回の米国に制裁においては適用免除（waiver）を求めることもしないとも発言しており、外交スタンス上は今回の制裁に対し否定的な見解を示している。

一方、行政サイドでは、制裁への対応策の検討が進められている。インドによるイラン原油の決済は 2011 年 7 月以降、トルコのHalkbankを経由して実施されているが、今回の米国の経済制裁で同行がこの取引を停止したため、石油・天然ガス省とインドの石油各社は善後策の検討に入ったと伝えられており、ルピー建て決済やバーター取引、ロシア経由での決済などがその選択肢として検討されている模様である[12]。また決済方法と併せて供給源についても、石油・天然ガス省は 1 月上旬、イラン原油の輸入量が多いMRPL、HPCL、EOLの 3 社に対し、イランに代替する供給先の調査を命じた、と伝えられている[13]。

インド石油各社の対応は以下の通りである。イランへの経済制裁が強まる中で、原油供給元の多様化を模索する動きが見られている[14]。

- MRPL：イラン原油 14.2 万 B/D の取引があるが、2012 年のターム契約（開始は 2012 年 4 月から）を最終決定しておらず、サウジアラビアやイラクからの供給で代替を図る。
- EOL：　現在の 11 万 B/D のイラン原油を減少させる。
- HPCL：サウジアラビアからの調達を現行の倍となる 6 万 B/D に高める。
- BPCL：現状、約 2 万 B/D のターム契約があるが、トルコ国有の Halkbank が決済取引を停止したため、現在輸入を中止している。

今後はインドの政府代表団が、1 月 16 日～21 日にかけてイランを訪問し、制裁を受けることなくイランからの原油供給を確保するための支払方法について協議することとなっている。このため、政府・企業の対応は、この訪問の結果を受けてより詳細かつ具体的な対応策が検討・実施されていくものと考えられる。

---

[12] Reuters（電子版）, January 12, 2012
[13] Petroleum Intelligence Weekly, January 16, 2011
[14] 同上

2-5　台湾

2-5-1　台湾のイラン原油の輸入状況

2010 年の台湾における原油輸入量は総量では 86.8 万B/D、うち中東原油は 68.9 万B/Dで全体の 79.4%を占めた（表 6）。内訳ではサウジアラビアが 29.0 万B/D、クウェート 19.5 万B/D、イラク 6.3 万B/D、イラン 5.9 万B/Dとなっている。元々台湾は 1980 年代まではイラン原油を購入していなかったが、1990 年に湾岸戦争が勃発した際に、生産が大きく減少したクウェート原油の代替として初めて 3 万B/Dのターム契約を締結し、それ以降、今日までイラン原油を輸入し続けている。イラン原油のシェアは 2003 年に最大 18.3%にまで達したが、それ以降は減少を続け、2010 年には 6.8%、2011 年 1～11 月実績では 4.3%にまで低下している。企業別の輸入水準については、台湾最大の石油会社である国営のCPCが、イラン原油の比率を 2010 年の 11%から 2011 年には 4.7%に削減したとも報じられている[15]。

表 6　台湾の各国別原油輸入量（単位：1,000B/D）

	1995	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011（1-11月）
サウジアラビア	171	153	294	308	319	303	321	290	238
クウェート	58	79	241	212	202	204	190	195	156
イラク	0	24	50	35	83	58	92	63	23
イラン	51	69	132	112	110	118	74	59	30
UAE	40	40	48	65	59	46	44	44	44
オマーン	50	39	41	34	27	29	47	39	11
中立地帯	13	30	32	5	0	0	0	0	0
アンゴラ	15	25	51	76	79	52	52	84	124
コンゴ共和国	47	102	42	42	18	25	26	25	12
オーストラリア	33	56	13	7	13	12	7	12	0
インドネシア	48	23	8	12	4	5	5	4	0
その他	51	106	95	92	75	61	84	54	69
合計	576	745	1,046	1,001	990	915	942	868	708
イラン・シェア%	8.9%	9.2%	12.6%	11.2%	11.1%	12.9%	7.8%	6.8%	4.3%

（出所）経済部能源局

2-5-2　台湾政府・企業の対応状況

台湾政府や企業による今回の情勢変化に対する対応方針については、特に明確な方針は報じられていない。しかし、台湾と米国との関係から考えると、今後は米国の要請に基づきイランからの原油の引取りを削減していく可能性が高い。

[15] Bloomberg（電子版）, January 7, 2012

2-6　欧州

2-6-1　欧州のイラン原油の輸入状況

EU（27 加盟国）は、2010 年に 1,118 万 B/D の原油を輸入した（表 7）。イランからの原油輸入量は、60.9 万 B/D と 2000 年代半ばの 70 万 B/D 前後の水準と比較すると、近年は減少傾向にある。EU 全体では、ロシアへの依存度が高いが、他にもノルウェー、中央アジア（アゼルバイジャンやカザフスタン）、アフリカ（リビアやナイジェリア）、中東と原油供給源は多岐に亘る。EU におけるイラン原油のシェアは原油輸入量全体の 5%前後で推移しており、そのシェアだけを見れば決して高くはない。しかし、EU 全体の絶対量でみると、中国や日本を凌ぐ大きさであり、EU によるイラン原油の禁輸は、イランに対して非常に大きなインパクトを与えると考えられる。

表 7　EU の各国別原油輸入量

単位：1,000B/D

	1995	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011 (1-5月)
EU域内	1,009	1,237	911	943	901	785	683	764	259
ノルウェー	2,034	2,308	1,947	1,756	1,684	1,718	1,590	1,406	580
ロシア	1,532	2,362	3,742	3,778	3,716	3,581	3,470	3,580	1,514
アゼルバイジャン	0	75	146	254	333	363	415	440	209
カザフスタン	2	194	513	522	520	549	562	572	267
その他欧州・旧ソ連	0	19	31	16	85	67	70	56	27
アルジェリア	252	336	405	288	210	292	171	131	85
アンゴラ	96	78	142	85	229	296	283	162	71
リビア	964	914	1,012	1,038	1,092	1,133	945	1,070	229
ナイジェリア	573	450	374	406	305	456	473	434	234
その他アフリカ	342	286	261	334	350	416	393	374	147
北米・中南米	354	348	411	452	446	478	371	358	127
イラン	1,053	712	698	704	694	611	494	609	197
イラク	0	628	247	334	383	379	398	343	102
サウジアラビア	1,655	1,308	1,220	1,026	809	781	599	620	299
シリア	301	266	181	150	160	140	137	157	41
その他中東	252	207	174	173	162	140	92	65	37
アジア	1	0	0	0	0	1	1	22	13
その他	455	222	1	0	1	0	15	18	11
合計	10,874	11,949	12,416	12,261	12,080	12,186	11,163	11,182	4,451
イラン・シェア%	9.7%	6.0%	5.6%	5.7%	5.7%	5.0%	4.4%	5.4%	4.4%

（注）　2011 年データは 2011 年 1 月から 5 月を集計したもの。
（出所）Eurostat

国別に見ていくと、EU の中では、イタリア、スペイン、ギリシャ、ベルギーがイラン原油への依存度が高く、これら 4 カ国の輸入量で EU によるイラン原油輸入量の 8 割近くを占める（表 8）。つまり、EU の中ではこれら一部の国が、イラン原油に大きく依存してお

り、その依存度は国によって大きく異なるということがわかる。また、これらの 4 カ国では、全体の原油輸入量のうちイラン原油が占める割合は 10%～前後と決して軽視できない規模で推移している（図 3）。

表 8　欧州における主なイラン原油の輸入国と EU の輸入量に占める割合

単位：1,000B/D

	1995	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010
ベルギー	60	50	91	99	83	84	59	61
	6%	7%	13%	14%	12%	14%	12%	10%
ギリシャ	135	125	107	119	135	110	85	57
	13%	17%	15%	17%	19%	18%	17%	9%
スペイン	152	78	99	104	91	137	126	154
	14%	11%	14%	15%	13%	22%	25%	25%
イタリア	230	209	192	194	192	160	114	206
	22%	29%	28%	28%	28%	26%	23%	34%
その他	477	251	209	188	193	120	110	132
	25%	21%	10%	7%	9%	5%	10%	16%
合計	1,053	712	698	704	694	611	494	609

（出所）Eurostat

図 3　主な欧州のイラン原油輸入国のイラン原油依存度の推移

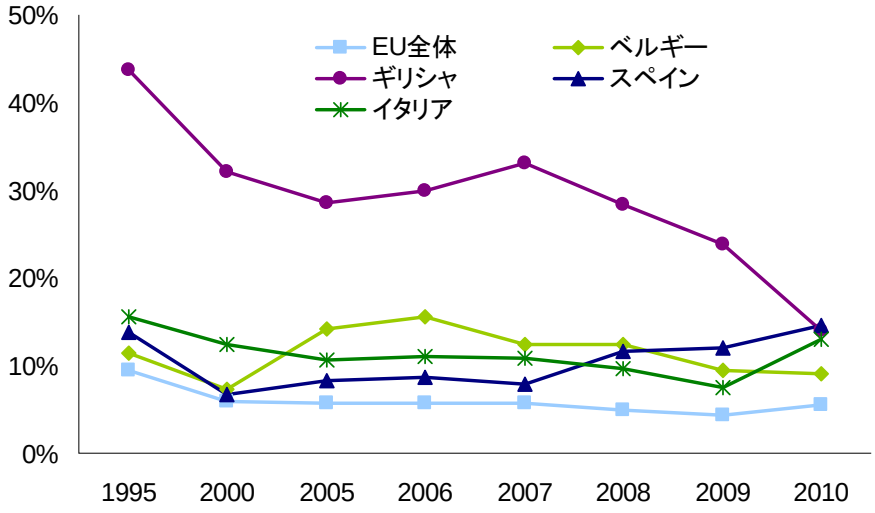

（出所）Eurostat

2-6-2　欧州における政府・企業の対応状況

米国がイランに対する圧力を高めるのと併せて、EU においても 2011 年の 12 月頃からイランに対する制裁強化が外交アジェンダの一つに上るようになった。その背景には（米国での制裁強化の動きにも共通していることであるが）2011 年 11 月 8 日に国際原子力エネルギー機関（IAEA）が、イランによる核開発に関して「軍事的な側面がある可能性がある（Possible Military Dimensions）」との報告書を出したことがある。このようなイラン

の核開発に対する懸念が高まる中、2011 年 12 月 1 日にブリュッセルで開かれた EU 外相理事会において、2012 年 1 月の会合までにエネルギー、輸送、金融セクターに関する制裁強化問題を協議することが決定された。その後、年が明け、2012 年 1 月 4 日には、EU 加盟国間がイラン産原油の輸入禁止についての基本合意がなされ、1 月 23 日の外相理事会において正式にイラン産原油の輸入禁止が決定され、禁輸の具体的方法、実施時期などが協議されるものと見られている。

国別の動きとしては、まず、輸入原油の約 13%（約 20 万b/d）をイランに依存し、EU の中でもイラン依存度が高いイタリア政府は、禁輸措置に関しては代替調達先が確保できるまで猶予期間が必要として、即座の禁輸措置の発動には慎重な姿勢を示している。一方、イタリアの石油会社ENIは、イランの国営石油会社NIOCとの間で沖合油田（ドロード、バラル、ダルケイン[16]）開発に関する「バイバック契約[17]」を締結しており、この契約上、まだ 20 億ドル近い金額の原油を受取る権利を有しているため、この投資回収のための原油の受取りが確保されるべきであると主張している。同社はこの権利行使が認められない場合には、EU全体としてイラン政府の債務を回収できないのみならず、結果としてイラン政府の歳入を増加させることにもなりかねないとしている。

スペイン政府も、輸入原油の約 10%（約 15 万 B/D、2010 年実績）をイラン原油に依存しており、EU の中でもギリシャ、イタリアに次いでイランへの依存度が大きいことから、イタリア同様、即座の禁輸措置の発動には慎重な姿勢を示している。特に、輸入先を直ちに変更することによって多大なコスト負担が発生することから、その原油の代替調達先を確保するまで 1 年間程度の猶予期間が設けられるべきとのスタンスである。なお、スペインの石油会社 Repsol は、現時点（2012 年 1 月中旬）では、イランとの原油供約を維持し続けている模様である。

2-7　トルコ

2-7-1　トルコのイラン原油の輸入状況

トルコもまた、イランからの原油に大きく依存する国である。2010 年の輸入量は 15 万 B/D と絶対量ではアジアの国よりも小さいものの（表 9）、トルコの原油輸入量に占めるイ

[16] ドロード油田の開発契約は 1999 年 3 月、バラル油田の開発契約は 1999 年 4 月、そしてダルケイン油田の開発契約は 2001 年 6 月に締結されている。同社はこれらの他にガス田開発のバイバック契約として南パルスガス田のフェーズ 4 とフェーズ 5 の開発契約を 2000 年 7 月に締結している。

[17] 国営会社 NIOC と油ガス田の開発を行う外国企業との間で、外国企業がその投資分（資本費、銀行手数料、操業費などを含む。ただし上限あり）および一定の利益率を自ら開発した生産物（原油）で限定期間内に受取る契約。イランでは憲法上、国内資源を外国人が保有できないため、外国企業は「役務の提供」という形式で油ガス田開発に参入していた。

ラン原油のシェアは直近では半分以上となっている。元々トルコのイラン原油への依存度は 30%前後の水準にあったが、2010 年に入り、イラン原油がトルコの製油所において割安であると評価されたこと、またそれまで輸入していたリビアの原油供給が途絶したため、代替原油としてイラン原油が調達されたためである。原油供給におけるイラン依存度だけを見た場合、イラン原油の禁輸がなされた際に世界で最も重大なインパクトを受けるのがこのトルコであるといえる。

表 9　トルコの各国別原油輸入量

単位：1,000B/D

	1995	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011 (1-9月)
イラン	110	76	138	180	176	155	65	149	147
イラク	0	82	20	11	19	37	39	43	48
サウジアラビア	189	75	70	70	71	68	40	36	27
その他中東	37	45	7	0	5	10	3	8	5
アフリカ	127	72	91	84	12	0	7	0	0
ロシア	28	45	141	136	179	138	115	66	29
カザフスタン	0	5	0	0	2	16	9	33	18
その他欧州・旧ソ連	0	0	3	2	7	12	7	5	4
その他	4	33	0	0	0	0	0	0	0
合計	496	433	470	483	471	436	286	340	278
イラン・シェア%	22.2%	17.6%	29.4%	37.3%	37.4%	35.4%	22.9%	43.7%	52.9%

（注）　2011 年データは 2011 年 1 月から 9 月を集計したもの。
（出所）Eurostat

2-7-2　トルコ政府・企業の対応状況

今回の米国による制裁に対し、トルコのYildizエネルギー相は、「わが国は国連の制裁決議には拘束されるが、それ以外（米国やEU：筆者注）の決定には拘束されない」とし、「現時点でイラン原油の輸入を継続するというロードマップに変化はない」と表明している[18]。ただし、他の政府関係者はここ数ヶ月間の米国の制裁手段を注視して、米国に対し、適用免除を求めていくという方針を示しているとの見方もある。

企業サイドでは、トルコでは、2010 年にトルコ政府が米国のイラン制裁に反対を表明した際も、制裁による事業への影響を懸念してイランとの取引を縮小した企業が見られた。このため、今回も国営のHalkbankは、石油精製事業者によるTupras[19]とイランとの取引を制限しているとの報道もなされている[20]。また、同行はインドの石油会社のイラン原油購入代金決済に係わる仲介役を果たしていたが、既述の通り、既にその取引は 2012 年に入って

[18] Financial Times, January 12, 2012
[19] Tupras はトルコ最大の企業であり（同社ホームページ：http://www.tupras.com.tr/masterpage.en.php）国内に 4 ヶ所の製油所（合計原油処理能力 56 万 B/D）を保有している
[20] Financial Times, January 12, 2012

からは停止している。しかし、その一方でイラン原油を処理するTupras社は、2012 年のイラン原油のターム契約を更新したと見られており、トルコ国内でも政府、金融機関、石油会社の間でそれぞれ異なる対応が見られている。

2-8　産油国の対応状況

今回の緊張の高まりに対する産油国側の対応としては、まず OPEC は今回のイラン産原油禁輸の動きに関連した公式なコメントは出していない。現在の生産枠については、O2011 年 12 月 14 日に開催された総会において、現状の 3,000 万 B/D（イラクを含む加盟 12 カ国ベース）の生産量を維持することを決定しており、2009 年 1 月以降設定されてきた生産枠である 2,480 万 B/D を実質的に引き上げている。OPEC としての余剰生産能力は、2011 年 12 月末時点で、380 万 B/D）（イラクを除く）となっており、その中では、サウジアラビアの余剰生産能力が 215 万 B/D で全体の 63%を占めている。

そのサウジアラビアは、2011 年夏以降、増産体制を維持し続けており、今回のイランをめぐる情勢変化に際しても、需給バランスが不安定になれば原油増産の用意があるとの姿勢を示している。Naimi石油鉱物資源相も、1 月 16 日に米国CNNのインタビューに答えて、サウジアラビアは速やかに 200 万B/Dの増産を行うことが可能であり、2～3 日あれば 1,140 万～1,180 万B/Dのへの到達は容易であるとしている[21]。

日本との関係では、玄葉外相が本年 1 月中東を訪問し、8 日にはサウジアラビアの Naimi 石油鉱物資源相と会談した。その中で Naimi 石油鉱物資源相は「原油を安定的に供給する用意がある」と述べており、日本にとって最大の原油供給国であるサウジアラビアからは、一定の供給保証を取り付けた形となっている。玄葉外相は原油供給の具体論を協議するため近く政府の担当者をサウジアラビアと UAE に派遣することを明らかにしている。なお、サウジアラビアにはここ一カ月で、キャメロン英首相や中国の温家宝首相、韓国のキム・ファンシク首相など各国首脳が相次ぎ「サウジアラビア詣で」を行っており、政治レベルでの原油安定確保への動きが活発になっている。

2-9　日本

最後に日本の動向であるが、2010 年度における原油輸入量は 369.4 万 B/D、うち中東原油は 320.0 万 B/D、全体の 86.6%を占めた（表 10）。内訳ではサウジアラビアが 107.8 万 B/D、UAE 77.1 万 B/D、カタール 42.9 万 B/D、イラン 36.1 万 B/D、クウェート 25.7 万

[21] ただし、同インタビューにおいては、同相は公称能力の 1,250 万 B/D に到達するには 90 日程度の時間がかかるともしている。

B/D、イラク 12.0 万 B/D となっている。イラン原油のシェアは 9.8%で、ピークであった 2003 年度の 16.1%から徐々に低下している。中東のシェアは 2009 年度の 89.5%からわずかに低下しており、ロシアからの輸入量が前年比 57.5%増になるなど、中東以外からの調達が進められている。なお、2007 年からイラン原油の決済は円建てで行われている。

表 10　日本の各国別原油輸入量（単位：1,000B/D）

	1995	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011（4-11月）
サウジアラビア	880	946	1,254	1,192	1,152	1,140	1,075	1,078	708
UAE	1,222	1,122	1,053	1,077	994	922	779	771	538
カタール	290	423	405	426	447	445	442	429	232
イラン	398	504	559	463	509	480	396	361	176
クウェート	229	325	308	291	287	337	281	257	157
イラク	0	62	30	39	37	53	82	120	63
オマーン	280	198	111	72	85	87	125	99	48
その他中東	296	244	101	98	94	83	86	84	48
ロシア	0	0	30	65	145	151	166	261	86
インドネシア	361	211	132	114	135	111	72	89	76
オーストラリア	39	63	40	33	40	46	33	32	17
マレーシア	96	33	19	18	21	11	12	19	18
スーダン	0	0	110	93	103	87	40	44	35
その他	486	256	138	132	120	87	59	49	77
合計	4,576	4,388	4,291	4,113	4,171	4,039	3,647	3,694	2,278
イラン・シェア%	8.7%	11.5%	13.0%	11.3%	12.2%	11.9%	10.9%	9.8%	7.7%

（出所）資源・エネルギー統計、石油連盟資料等より作成

3.　ホルムズ海峡とは

最後に、今回の緊張の高まりにおいて、急速に注目を集めているホルムズ海峡についての基礎的な事実関係をまとめておきたい。ホルムズ海峡とは、オマーン湾とペルシャ湾（アラビア湾）との間に位置する海峡であり、世界の海上交通における代表的な「チョークポイント」の一つである（図 4）[22]。後述するとおり、ホルムズ海峡を通過する石油の貿易量は世界の海上石油貿易量の 3 分の 1 以上にも達し、その世界の石油貿易に占める重要性はこの上なく高い。ホルムズ海峡の全長は 280kmと長く、その幅は最も狭いところで 34km となっており、マラッカ・シンガポール海峡や、ボスポラス海峡などに比べると地形的には比較的余裕があるといえる[23]。海峡には、3km程度の分離海域を挟んでそれぞれ片側 3km 程度の幅の航行路が設定されており、石油タンカーだけで双方向の航行を併せて 1 日 28 隻もの航行があるとされる。

[22] チョークポイントとは、国際的な海上交通路において地形的に狭くなっている海峡部分を指す。元々は安全保障上の用語であり、軍事戦略上、兵力等を通過させなければならないものの、その通行路が地形的に非常に狭くなっているなどの理由から、相手側によって小規模の兵力をもってその通行が妨害されやすい場所を指す。渓谷や鉄道、橋梁などがこれに当たる。

[23] 例えば、同様のチョークポイントとして知られているマラッカ・シンガポール海峡（マレーシア・インドネシア・シンガポール）は最も狭いところでその幅は 2.7km、ボスポラス海峡（トルコ）に至っては 698m しかない。

図 4　ホルムズ海峡の位置

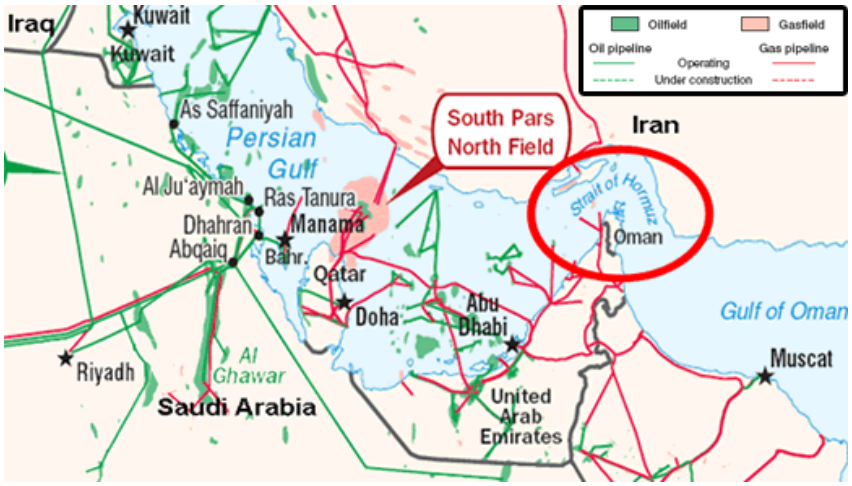

（出所）米国エネルギー情報局

米国のエネルギー省によると、ホルムズ海峡を航行する石油の通過量は 2009 年～2010 年は 1,550～1,600 万 B/D 程度であったが、2011 年は 1,700 万 B/D 程度にまで増加しているとされる。これは世界の海上石油貿易量の 35%、世界の石油貿易量の 20%に相当する。2011 年の 1-10 月のホルムズ海峡における向け先別航行量を表に示す。オセアニア地域を含むアジア太平洋地域の合計で、同海峡の航行量の 77%以上を占めている。

図 5　ホルムズを航行する石油の輸出先（2011 年 1-10 月）

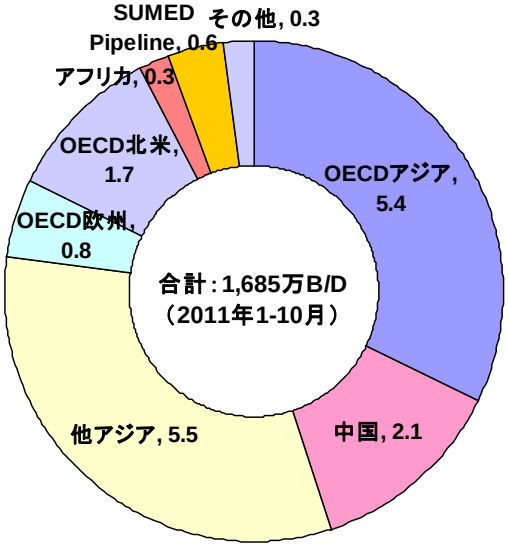

（注）　SUMED Pipeline は紅海～地中海を結ぶ原油パイプライン。石油製品を含む
（出所）IEA Monthly Oil Market Report（原データは Lloyds Marine Intelligence）

また、図 6 は 1965 年以降のホルムズ海峡の航行量を時系列的に示したものであるが、1970 年代は欧州向けが半分を占めていたのに対し、1990 年代からはアジア向けの航行量が増加する傾向が続いている。仮にホルムズ海峡が封鎖された場合、その直接的な影響はアジアの消費国にとってより大きく現れることがうかがえる。

図 6　ホルムズを航行する石油の輸出先の推移

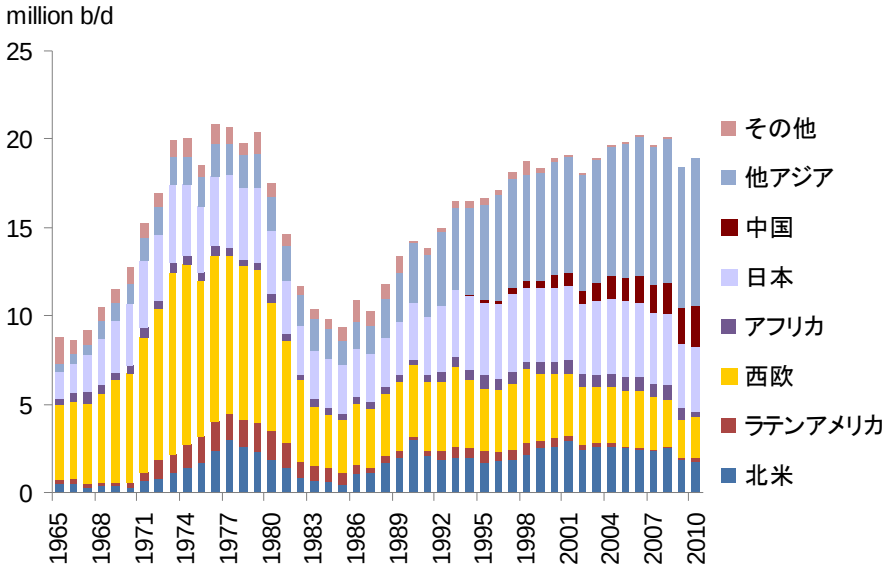

（出所）BP 統計、IEA 統計を基に一部日本エネルギー経済研究所推定

まとめ

以上のように、昨年末の米国による新たな制裁法の成立は、これまで以上にイランの核開発をめぐる国際的な緊張関係を高めることで、世界各国においてイラン原油の供給確保ないしはその代替に向けた対応が模索されるようになってきている。今後のイランの核開発問題がどのような形で進展していくのかについては、非常に多くの変数が存在する。既に見えている米国の経済制裁や EU による禁輸といった要因だけではなく、ホルムズ海峡の航行に関する懸念、イスラエルによる空爆の可能性など、その将来の不確実性はこの上なく高い。そのような不透明な情勢の中、仮に今後イランほどの大産油国からの供給が完全に途絶するようなことがあれば、またはホルムズ海峡の封鎖などという事態を引き起こすようなことがあれば、国際原油市場にはこの上なく大きな影響が及ぶであろう。石油の輸入国である日本にとって最も重要な関心事は石油が合理的な価格で安定的に供給されることにある。今回の対イラン制裁の強化という大きな環境変化の下、どのような形でこの関心事を満たしていけるのか、日本にとっても非常に困難な情勢が続くものと考えられる。

お問い合わせ：report@tky.ieej.or.jp